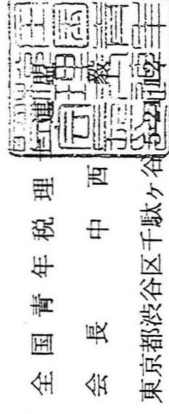


日本税理士会連合会

会長 森 金次郎 殿

平成16年12月17日



税務支援に対する要望書

拝啓

貴会いよいよご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当連盟活動に深いご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当連盟では現在貴会において検討されている「税務支援」について、下記の通り要望いたします。

敬具

記

1. 税務支援のあり方について

現在、貴会において検討を行っている「新時代における税務支援のあり方」については、「日税連並びに税理士会及びその支部の行う援助事業が、真に税理士の社会的使命を果たすとともに税理士の独占業務を担保する制度」とすることを目指し、消費税法の改正等に伴う「納税者の新たな要請に応えるため、税理士業務の社会公共性（税務援助事業）と税理士の社会貢献（税務指導事業）の二つの事業を基軸として新たに構築する」こととされている。

今後の税務支援のあり方については、下記の点を踏まえた上で、十分な議論・検討をして頂きたい。

【1】「税務支援」制度の構築について

現行の税理士法第49条の2第2項第九号では「委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規則」を絶対的会則記載事項として要求しており、現在において、当該事業を「税務援助」という名称で、各単位会が規則を制定して実施している。

これとは別に、例えば近畿会においては、規程を制定の上、税務援助対象者以外の納税者を対象に「税務指導」という名称で税務援助事業と相俟って当該単位の独自事業として展開をしている。

この両事業は、税理士法上の根拠の有無という点で全く性質の異なるものであり、税務支援制度構築に当たっては、両事業を混同して規定すべきではない。

両事業を混同して税務支援制度を構築することは、過去において、本来区分して実施されるべき両事業が混同して実施されていることに対し何ら是正の方法が採られることなく、逆に追認するものであり、到底首肯しがたい。

まして、税理士法上、直接的根拠がない「税務指導」を「税務支援」の名の下に全税理士の義務規定とすることは、あまりにも強行的である。

よって、これまでの「税務援助」は「税務支援」という用語に変更するに留めるべきであり、「税務援助たる税務支援」事業をより一層充実させることにより「税務指導」事業は不必要であると考える。

【2】「税務支援」制度の理念について

現在、貴会において検討している税務支援制度は「税理士の社会的使命」「独占業務の担保」「税理士業務の社会公共性と税理士の社会貢献」をその理念に据えようとしている。

しかし、税務支援の中核は税理士の本来業務である税務相談であり、このような「社会的使命」「社会公共性」「社会貢献」といった理念は意味を持たず、全税理士会員に税務支援に対する理解と協力を得るのは困難であると思われる。

上記【1】の前提（税務支援＝税務援助）に立つ上での当連盟が考える税務支援制度の理念は、税理士業務の無償独占の維持であり、税理士業務の無償独占は、税理士法第1条の使命に拠って、税務に関する唯一の専門家として、納税者の納税義

務の適正な実現を通して、納税者の権利を護り、ひいては国民主義の優れて税制面での表明である申告納税制度下における良好な納税環境の保持を図るためのものである。逆に無償独占の排除は、税務に関する使命及び専門性が法的に担保されない税理士以外の者への依頼が増加し、納税意識の低下ひいては納税環境の悪化を招き、申告納税制度の瓦解につながる結果となる。

よって、「納税者の権利保護による申告納税制度下における良好な納税環境の保持」を税務支援制度の理念の中核と明文で位置付けることが何よりも重要であり、この理念に基づいた制度の構築を図って頂きたい。理念がない又は意味のない理念に基づく制度は機能しないのである。

2. 税務支援制度の内容について

新たな制度設計に関しては、下記の事項を十分に織り込んだ内容のものにして頂きたい。

【1】従事する税理士について

上記1で述べたとおり、税務支援制度は、税理士法第52条に規定されている「税理士又は税理士法人でないものは、(中略)税理士業務を行ってはならない。」という無償独占の擁護と税理士の公共的使命遂行のための事業を行うために税理士法第49条の2に法定されている。つまり、税理士法第39条(会則を守る義務)からも「税務援助たる税務支援」は、最終的には全税理士が義務的に従事すべきであるが、義務化した場合の処罰規定の問題等からは、当面は努力義務規定とすべきである。

【2】対象となる納税者

税務支援の対象となる納税者は、税理士法第49条の2第2項第九号の要請に応え、次の者に限るべきである。

なお、所得税のうち分離課税とされる譲渡所得を有する者については、その者のキャッシュフロー上、相当程度の総収入金額を有するため、税務支援の対象者たり得ない。

(1) 所得税

- ① 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う者
事業専従者控除又は青色特典控除前のこれらの所得金額が一定の金額以下の

者。

(注) 現行の「税務援助の実施に関する細則」では、前年分所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）基準は300万円を上限としているが、近時の社会情勢等を考慮した上で所得金額基準は見直すべきである。

② 給与所得、退職所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者

上記イと均衡を保つため、その年分の所得金額が一定の金額以下となる収入金額の者。

(2) 消費税

消費税の課税売上を基準とすることは税法第49条の2にある「委嘱者の経済的理由」を根拠とする対象者の範囲が不当に拡大すると思われるため、別途その対象者に関する基準を設けることなく、あくまで所得金額を基準とすべきである。

【3】その他

(1) 税務支援に従事する税理士の業務は、税法第2条第1項第3号に規定する税務相談のみであること。

(2) 税務支援事業は、単位税理士会及び支部間における従事日数の格差はこれを絶対に生じさせないようにすること。

(3) 税務支援事業の主幹者は単位税理士会であることを明確にし、来所する納税者にも広報すること。また、税務支援における税理士の責任については、「自らの業務として行う」以上は、当然の責任を生じせしめるが、その点についても、これまでも増して従事する税理士に対する周知を徹底させるべきである。

さらに税務支援事業が税理士制度の擁護・発展に資するものであることも併せて考えると、税理士会が保険契約者兼保険料負担者、従事する税理士等を被保険者とする税理士賠償保険制度の構築とその加入を検討するべきである。

以上